

違法な年金担保融資に ご注意ください！！

年金受給者の皆様へ

独立行政法人福祉医療機構が実施する
年金担保貸付制度は、令和4年3月末で
新規申込受付を終了します。

年金担保貸付制度は、国民年金及び厚生年金保険に
基づく年金受給権を担保として融資することが法律で
唯一認められた制度です。

令和4年4月以降に

年金受給権を担保とした
金銭の借入申込を受けるものは

例外なく全て、違法な年金担保融資となります。

「年金を担保にして、お金を借りることができる」
等と宣伝して勧誘を行う

「違法な年金担保融資」にくれぐれもご注意
ください。



重要な お知らせ

年金担保貸付制度は、平成22年12月の閣議決定により、事業の廃止が決定され、令和2年の年金法改正において、関係法律の改正が行われました。

また、新規申込受付を終了する令和4年3月末までの間は従来通りの申込が可能です。
制度の詳細については、「独立行政法人福祉医療機構ホームページ」をご確認ください。

生活資金の工面や多重債務にお困りの方は、**まずは自立相談支援機関や多重債務相談窓口**
等にお問合せください。

生活資金等でお困りの方へ



自立相談支援事業等について

自立相談支援事業

相談いただいた内容に応じて、どのような制度やサービスが必要かを一緒に考え、具体的な問題の解決に向けた計画を作成し、寄り添いながら支援を行います。

また、より具体的に収支状況の改善に向けた**家計改善支援事業**（家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、必要に応じて貸付のあっせん等）の利用をご案内することがあります。

（お問合せ先）

お住まいの地域の自立相談支援機関等

（最寄りの相談先がご不明の場合には、お住まいの市区町村にご確認ください）

自立相談支援機関 相談窓口一覧：<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>



生活福祉資金貸付制度

一定の審査要件を満たす方は社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」を利用することができます。

貸付を希望される方は、お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会にご相談ください。

多重債務に関する相談について

複数の債務（多重債務）があり、返済にお困りの方は、下記の相談窓口にご相談ください。

名称	電話・ホームページ等
金融庁	(URL) 金融庁ホームページ 多重債務についての相談窓口 https://www.fsa.go.jp/soudan/index.html 
消費者ホットライン188	(TEL) 188 ※お住まいの地域の消費生活相談窓口をご案内します
	(URL) 消費者庁ホームページ https://www.caa.go.jp/consumers/damage/ 
法テラス（日本司法支援センター） ※法的トラブル解決のための公的な総合案内所	(TEL) 0570-078374 ※平日：9時～21時 土曜：9時～17時
	(URL) 法テラスホームページ https://www.houterasu.or.jp/